

しんじゅくコール ☎03-3209-9999
土・日曜日、夜間もご案内
受付時間:午前8時~午後10時 FAX 03-3209-9900

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせは、しんじゅくコールのファックスをご利用ください。

特別定額給付金の郵送申請受付を始めます

区では、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を受けて、区民一人につき10万円を給付する特別定額給付金の交付申請の受付を開始します。特別定額給付金の給付を受けるためには申請が必要となりますので、申請にあたっては本臨時号などをよくご確認ください。

【給付対象者】 基準日(令和2年4月27日)において、新宿区の住民基本台帳に記録されている方

【給付金額】 給付対象者1人につき10万円

【申請・受給できる方】 住民基本台帳上の世帯主

【振込口座】 世帯主の口座

※世帯全員分をまとめて申請・受給していただきます



※DV被害に遭われている方等は、申し出を行うことにより、世帯主でなくとも給付を受けることができます。詳しくは、特別定額給付金対策室(連絡先裏面)へお問い合わせください。

申請方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は郵送またはオンラインで受け付けます

郵送申請方式

(詳細は裏面をご覧ください)

区から世帯主への申請書発送 5月下旬~

受付期間 申請書到着~8月31日(月)

支給開始 6月上旬から順次、口座振り込み

区から世帯主あてに、世帯全員の氏名が入った申請書を郵送します。必要事項を記入の上、本人確認書類・振込口座確認書類(いずれもコピー)と一緒に、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

※オンラインで申請した方は、郵送での申請は必要ありません。申請しても二重で支給されることはありません。

※口座をお持ちでない方や、やむを得ない事情のある方は窓口での申請が可能です。特別定額給付金対策室(連絡先裏面)へお問い合わせください。
※申請書記入にあたり、代筆・代読が必要な方や、お電話でのお問い合わせが困難な方のために本庁舎地下1階に窓口を設けます。おいでの際は混雑緩和のため、事前に特別定額給付金対策室(連絡先裏面)へご連絡ください。

申請手続きなどのお問い合わせは
新宿区特別定額給付金コールセンター
☎(5273) 4353 午前9時~午後7時
【開設期間】8月31日(月)まで(土・日曜日、祝日等を含む)

オンライン申請方式

※マイナンバーカードをお持ちの世帯主で、電子署名による本人確認ができる方のみ

受付期間 5月11日(月)~8月31日(月)

支給開始 5月下旬から順次、口座振り込み

ご自身のパソコンやスマートフォンから「マイナポータル」にログインし、世帯全員分の申請をしてください。

振込先口座など必要事項を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、申請してください。マイナンバーカードに搭載された電子署名により本人確認を実施しますので、本人確認書類は不要です。

詳しくは、以下の「マイナポータル」サイトをご確認ください。

マイナポータル 検索 または
https://myna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys.form



▲マイナポータルサイト

現在、国へのマイナンバーカード交付申請が集中し、申請から交付までに相当な時間が掛かる見込みです。新規に交付申請を検討されている方はご注意ください。



ご注意ください

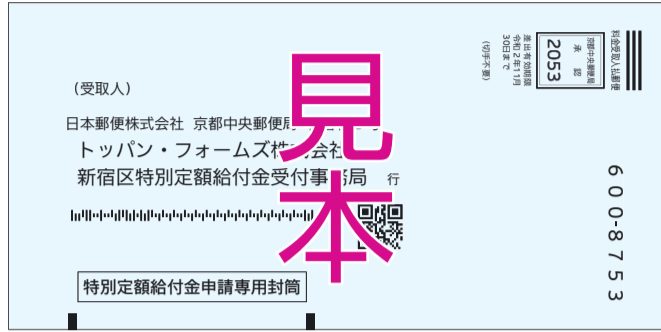
- 1 受給資格の確認にあたり、公簿等で確認を行うことがあります。公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。
- 2 新宿区が、申請書表面に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請期限(8月31日(月))までに、申請・受給者(代理人を含む。)に連絡・確認できない場合に、区は当該申請が取り下げられたものと見なします。
- 3 他の市区町村で特別定額給付金を受給した場合は、返還していただきます。
- 4 住民基本台帳に記載されている者の属する世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合は、返還していただきます。

郵送申請のご案内

次の(1)～(3)を、区が郵送する返信用封筒(切手の貼付は不要)に入れて、返送してください。

(2) 申請者(世帯主)の本人確認書類の写し

世帯主の健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード、年金手帳等、いずれか1つのコピー(A4用紙)
※外国人の方は在留証明書、特別永住者証明書のコピーも可。



▲世帯主から区への返信用封筒(水色)

下記など **いずれか1つ** のコピー(A4用紙)を必ず同封してください。
※世帯主のみ必要です。

本人確認書類の例

健康保険証のコピー (表面のみ)	運転免許証のコピー (表面のみ)	マイナンバーカードの コピー(表面のみ)

(1) 特別定額給付金申請書

区から、世帯全員の氏名が入った申請書を郵送しますので、必要事項をご記入ください。

特別定額給付金申請書

新宿区長あて
(令和2年4月27日時点の住民票所在市区町村)
私は、東京都新宿区に住所をもち、特別定額給付金を申請します。

1 世帯主(申請・受給者)

申請者 氏名	しんじょう たろう	世帯主の 方の欄に (印字)
生年月日	昭和22年3月15日	
申請書 届出先	東京都新宿区歌舞伎町 1-4-1	申請日 令和2年 月 日

2 給付対象者 (記載に誤りがあれば、赤線で訂正してください)

1 氏名	新宿 太郎	続柄	世帯主	生年月日	昭和22年3月15日	口座	<input type="checkbox"/> 有り
2 氏名	新宿 花子	続柄	妻	生年月日	昭和22年4月15日	口座	<input type="checkbox"/> 有り
3 氏名	新宿 一郎	続柄	子	生年月日	昭和42年5月15日	口座	<input type="checkbox"/> 有り
4 氏名		続柄		生年月日		口座	<input type="checkbox"/> 有り
5 氏名		続柄		生年月日		口座	<input type="checkbox"/> 有り
6 氏名		続柄		生年月日		口座	<input type="checkbox"/> 有り

3 受取方法 (特受する受取方法(下記①～③)のチェック欄に必ず必ずチェックを記入して、必要事項をご記入ください。指定する口座は世帯主またはその代理人の口座に限りります。)

①金融機関(ゆうちょ銀行を除く)へ振込

金融機関名	(印字) ゆうちょ銀行	支店名	(印字) 〇〇支店
種別	普通	口座番号	(印字) 〇〇〇〇〇〇

②ゆうちょ銀行へ振込

種別	記号	口座番号	支店番号	番号
普通	1	0	1	1

③申請書を窓口で提出(即日給付、申請書の返送の必要はありません。)
(金融機関の口座がない方やゆうちょ銀行以外の口座に振り込みたい場合は、前記①を確認してください)

申請書提出(受給)を行う場合は、**前記①を確認してください**

見本

(3) 申請者(世帯主)の振込先口座確認書類の写し

申請者(世帯主)の振込先口座のキャッシュカードまたは通帳のコピー(A4用紙)
※氏名、金融機関名、支店名(支店コード)、口座番号が確認できる面をコピーしてください。

下記の **いずれか1つ** のコピー(A4用紙)を必ず同封してください。
※世帯主またはその代理人の口座に限りります。

必ずお名前、金融機関名、支店名(支店コード)と口座番号が確認できる面のコピーを同封してください。

※ゆうちょ銀行の場合は通帳見開きのページ全面のコピーを同封してください。

キャッシュカード (通帳がない場合など)

通帳 (ゆうちょ銀行以外の場合)

通帳 (ゆうちょ銀行の場合)

特別定額給付金 Q & A

- 問1 所得制限はありますか。また、課税されますか。
収入による条件はなく、非課税です。
- 問2 住民税非課税世帯、年金受給世帯、失業保険受給世帯、生活保護受給世帯の人は、給付金の対象者となりますか。
上記すべての方が支給対象となります。なお、生活保護制度の被保護者の収入認定にあたっては、収入として認定しない取り扱いとなります。
- 問3 現金での給付を受けられますか。
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則として口座振込で支給します。なお、口座がない方や、やむを得ない理由のある方は特別定額給付金対策室(右下記)へお問い合わせください。
- 問4 同一世帯の給付金を2つ以上の口座に分けて振り込んでもらうことは可能ですか。
世帯主名義の口座であっても、2つ以上の口座に分けて振り込むことはできません。
- 問5 住民基本台帳の世帯主の口座でなく、同一世帯の家族や、法定代理人等の口座に振り込みをしてもらうことは可能ですか。
世帯主からの委任を受け、申請書の「代理申請(受給)を行う場合」の欄にご記入いただければ可能です。なお、世帯主と代理人両方の本人確認書類のコピーが必要となります。また、口座確認書類のコピーは、受取方法に記載した世帯主または代理人の口座のものを同封してください。
- 問6 申請から口座に入金されるまでの期間はどのくらいかかりますか。
申請から約2～3週間後の入金を予定しています。ただし、受付開始直後は申請が集中し、さらに時間が掛かる可能性がありますのでご了承ください。
- 問7 特別定額給付金の受給を辞退できますか。
申請期限までに申請を行わない方は辞退と見なします。また、個人単位で辞退したい場合は、申請書の「不要」欄に☑️点チェックを付けてください。
- 問8 基準日(4月27日)より後に転入・転出した場合、どの自治体で給付を受けることになりますか。
基準日において住民票が所在する市区町村が給付を行います。申請書が届かない場合は、4月27日時点の住民票所在地の自治体へご確認ください。
- 問9 基準日(4月27日)より後に出生した人、亡くなった人は給付の対象となりますか。
基準日翌日(4月28日)以後に出生した人は、給付の対象とはなりません。また、基準日翌日(4月28日)以後に亡くなった人は給付の対象となります。
- 問10 児童福祉施設の入所児童や、虐待などにより施設等に入所している障害者・高齢者は、給付金を自分自身で受け取れますか。
ご自分で受け取ることができません。特別定額給付金対策室(下記)へお問い合わせください。この場合、保護者・養護者には支給しません。

給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」には十分ご注意ください

新宿区・総務省・銀行・郵便局から、区民の皆さんに直接、電話やメール、訪問等で特別定額給付金に関するご連絡をすることはありません。

給付金事業の担当

新宿区特別定額給付金対策室

☎ (3200) 6000 FAX (5273) 4366